

第5回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月29日(水)午後2時00分から午後2時51分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(21名)

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司

4 欠席委員(2名)

	7番	橋本 浩弥
	21番	中村 政昭

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農用地の買入協議に係る要請について

第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 現況証明について

第6号 幕別町に対する意見書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	鯨岡 健
農地振興係長	中山 仁
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第5回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に9番廣瀬委員、10番棚委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、7番橋本委員、21番中村委員より欠席する旨の届出がございましたので、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の7法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。</p> <p>提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番から3番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたしま</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>す。</p> <p>案件は、議案書 2 ページの今月 16 日と 20 日に町公社が利用調整を行った 3 件で、すべて保有合理化事業となっております。</p> <p>内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第 2 号 1 番から 3 番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第 1 号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番から 26 番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第 1 号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第 18 条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第 1 号 1 番から 26 番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>1 番から 10 番、17 番から 20 番の案件は新たな農地法の申請のため、11 番から 16 番、25 番から 26 番の案件は利用調整のため、21 番から 24 番の案件は返還のため合意解約をするものです。農地法第 18 条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番から 26 番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第 1 号 1 番から 26 番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第 2 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番から 3 番について、事務局から説明をいたします。</p>

事務局

議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をすることについて審議を求めます。

【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、報告第2号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の3件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議案第3号1番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから4ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。1番、2番の案件は、経営の法人化に伴う借換えであり、3番から8番の案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの借主は、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権

の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号9番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号9番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明します。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号9番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号9番から10番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、

各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、令和5年10月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号11番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明します。この案件は、後継者への使用貸借期間満了による再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号2番から9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号2番から9番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書2ページから9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明します。これらの案件は、今月16日に佐渡委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番から9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番から9番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号10番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は橋本委員ですが、急遽総会を欠席することになりましたので、私が説明させていただきます。
この案件は、今月16日に佐渡委員、酒井委員、橋本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認していると、橋本委員からうか

がっております。なお、詳細については、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号10番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号11番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号11番から12番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書11ページから12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。11番の案件は、今月16日に佐渡委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。また、12番の案件は、親子間の贈与であることから、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号11番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号11番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号13番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号13番から14番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書13ページから14ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。13番の案件は、今月16日に佐渡委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。また、14番の案件は、親子間の贈与であることから、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号13番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号13番から14番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。
議案第5号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に佐渡委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明します。この案件につきましては、本来、地区担当委員は小野寺委員ですが、現地調査当日は都合がつかず、私が代わりに出席しておりますので、私からご説明いたします。

この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に長谷川委員、佐藤敏博委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号「幕別町に対する意見書について」を議題といたします。
議案第6号について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号、幕別町に対する意見書について、幕別町に対する意見書について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

提出先は幕別町であります。意見書の内容につきましては、議案書23ページから30ページの記載のとおりとなっております。

議長

本件につきましては、先月の総会において農政部会へ付託しておりますので、農政部会長より提案理由の説明をお願いいたします。

農政部会長

提案理由の説明をいたします。

第4回総会において、農政部会へ付託されました「幕別町に対する意見書」の内容について、今月21日に農政部会を開催し、協議、検討をいたしました。その結果、議案にありますように、「国等への要請」が4項目、「町への要望」を5項目としたところであります。

項目ごとの朗読は省略させていただきます。

はじめに、「国等への要請事項」であります。一つ目の「物価高騰対策及び輪作体系維持について」につきましては、本年度、十勝農業委員会連合会が「国会議員に提出する要請文」でも重要項目とし、国等への要請を行っていることを踏まえ、名称を変更しております。二つ目は「自然災害による農業被害対策について」、三つ目は「農業基盤整備事業予算の確保について」、四つ目は「所有権移転による農地利用集積の推進等について」の4つの構成による要請としたところであります。

次に、「町への農業施策の要望事項」であります。一つ目は「担い手・労働力の確保について」、二つ目は「有害鳥獣の駆除対策について」、三つ目は「町民と食・農とのつながり（食育）の推進について」、四つ目は「IT技術などの先進技術の導入促進について」、五つ目は「農業委員会関係予算の確保等について」の5つの構成による要望をしたところであります。

以上、9項目からなる意見書を幕別町に提出し、国及び北海道等に対しての働き掛けと、町に対しての各種施策の推進を要請したく提案をいたします。

なお、本総会において決定されましたら、明日、11月30日に中村会長、松本代理、私の3名で町長へ提出したいと考えております。説明は以上であります。ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第5回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。